

《 事務所ニュース 2018年7月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件 平成30年6月1日 最高裁判決

ハマキョウレックス事件は正社員と有期雇用労働の待遇の格差について、長澤運輸事件は正社員と定年後再雇用された嘱託社員(有期雇用)の待遇の格差について争われた事件です。

今回の裁判ではどちらの事件でも労働契約法20条をめぐる争いでした。

無期契約の正社員と有期契約の非正規社員らの労働条件の待遇格差について「不合理であってはならない」と定め、格差が不合理かどうかは①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(職務の内容)

②当該職務の内容及び配置の変更の範囲③その他の事情を考慮して判断すると定めています。

この不合理さは賃金全体で比較すべきなのか、基本給や手当などの賃金項目を個別にみたうえで判断すべきなのかは明示されておらず、司法判断も割れていました。

※ 第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなら

平成30年6月1日最高裁第2小法廷(山本庸幸裁判長)は、格差が不合理かどうかの判断は賞与や手当などの賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきだとの初判断を示しました。

● 長澤運輸事件最高裁判決

再雇用者の家族手当などを支給しないことは、将来老齢厚生年金の支給も予定されており、それまで月2万円の調整給が付くことなどを理由に、正社員との賃金格差の不合理性はないと認定しています。

それに対して、社員の皆勤を奨励する必要性に相違はないとして精勤手当を支払うべき・格差不合理とし、その精勤手当が超勤手当(時間外・休日手当)を計算する基礎に含まれているため、超勤手当の賃金が異なるとして東京高裁へ差し戻しました。

- ・支払うべき・格差不合理
精勤手当 超勤手当
- ・正社員と同条件で支払う必要はない
職能給(歩合給) 職務給 住宅手当 家族手当
役付手当 賞与

● ハマキョウレックス事件最高裁判決

二審大阪高裁が認めた手当について、さらに皆勤手当の不支給も不合理と認めました。

住宅手当について正社員は転勤があり、有期契約の非正規社員はないことから「労働条件の違いは不合理とは言えない」としました。

- ・支払うべき・格差不合理
皆勤手当 無事故手当 給食手当 作業手当
通勤手当
- ・正社員と同条件で支払う必要はない
住宅手当

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行